

様式第 1 1 号 (その 5)

申請者	
作成者氏名	
作成者連絡先	

小田原市重点対策加速化事業費補助金実績報告書・個票 (チェックリスト)

【太陽光発電設備の系統接続】

【系統接続費用】

補助対象事業費 ¹ (A)		千円	
補助率 (B)		／	
補助金申請額 (=A×B)		千円 (千円未満切捨て)	
接続する太陽光発電設備に係る額確定通知	発出日 番 号	令和 年 月 日 ゼ指第 号	
(以下は契約形態がリースであるときのみ記載)			
補助金充当前のリース料等の総額 (C)		円	
補助金充当後のリース料等の総額 (D)		円	
差額 (=C-D)		円	
(以下は契約形態が P P A であるときのみ記載)			
法定耐用年数 (17 年) の自家消費想定量 (E)		kWh	
補助金充当前のサービス単価 (F)		円/kWh	
補助金充当後のサービス単価 (G)		円/kWh	
サービス控除料 (= (E) × (F-G))		円	

※補助対象事業費 (A) は、系統接続に対する工事費負担金の額と太陽光発電設備出力 (kW) に 1.35 万円を乗じた額のいずれか低い額とすること。また使用する金額は、消費税等仕入控除税額を控除したものに限る。

※ソーラーカーポートの補助対象事業費 (A) は、本体の整備費用と合算して 3 億円／件を限度とする。

※補助率 (B) は、接続する太陽光発電設備に応じて次によること。

ソーラーカーポート：1／3、建材一体型 (窓)：3／5、建材一体型：1／2、(4)

地域共生型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング等）及び（４の２）余剰再エネ供給型太陽光発電設備（認定再エネ導入事業）により整備される太陽光発電設備：１／２

【チェックリスト】

（系統接続）

☐	１ 令和６年（２０２４年）３月１日以降に次のいずれかにより本補助金の交付決定を受けて整備された又は整備中の太陽光発電設備を配電網に接続する事業であること。 （１）（１）自家消費型太陽光発電設備（ＰＰＡ・リース型家庭用・事業用）及び（３）自家消費型太陽光発電設備（自己所有家庭用・事業用）のうち、事業用として事業所等に設置されるもので、ソーラーカーポート等の補助対象事業費に補助率を乗じて交付金額を算出するもの。 （２）（４）地域共生型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング等）及び（４の２）余剰再エネ供給型太陽光発電設備（認定再エネ導入事業）
☐	系統接続費用は、送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器及び系統設備に対する工事費負担金（１．３５万円／kWを上限とする）の合計であること。また、ソーラーカーポートを導入する場合は、当該整備費用とあわせて、交付対象事業費が３億円以下であること。

^１ 国実施要領別表第１（交付対象事業費：設備整備事業）を参照ください。